

徳島県土地利用基本計画書
(平成23年3月)

徳 島 県

目 次

計画策定の趣旨	-----	1
第1 土地利用の基本方向	-----	1
1 県土利用の基本方向	-----	1
(1) 基本理念	-----	1
(2) 基本方向	-----	1
ア 土地需要の量的調整	-----	1
イ 県土利用の質的向上	-----	2
ウ 県土利用の総合的なマネジメント	-----	2
2 地域類型別の県土利用の基本方向	-----	3
(1) 都市	-----	3
(2) 農山漁村	-----	3
(3) 自然維持地域	-----	4
3 地域別の土地利用の基本方向	-----	4
(1) 東部地域	-----	4
(2) 南部地域	-----	5
(3) 西部地域	-----	6
4 土地利用の原則	-----	7
(1) 都市地域	-----	7
(2) 農業地域	-----	8
(3) 森林地域	-----	8
(4) 自然公園地域	-----	9
(5) 自然保全地域	-----	10
第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	--	10
1 都市地域と農業地域とが重複する地域	-----	10
2 都市地域と森林地域とが重複する地域	-----	11
3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	-----	11
4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	-----	11
5 農業地域と森林地域とが重複する地域	-----	11
6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	-----	12
7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	-----	12
8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	-----	12
9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	-----	12
第3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	-----	12

計画策定の趣旨

土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）は、徳島県の区域における国土（以下「県土」という。）の適正かつ合理的な利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画）及び徳島県国土利用計画を基本として定めるものである。

基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本方向

（1）基本理念

県土は現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。このため、県土の利用は公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（2）基本方向

県土の利用を計画するに当たっては、人口減少、高齢化社会の到来、近年の災害の増加・甚大化、地球温暖化の進行、良好な景観の毀損、土地利用への多様な主体の関わりの増加等の基本的条件の変化を考慮する必要がある。

このため、限られた県土資源を前提として、必要に応じて再利用を行うなどその有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、県土の利用目的に応じた区分ごとの個々の土地需要の量的な調整、県土利用の質的向上を図り、これらを含め県土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによって、より良い状態で県土を次世代へ引き継いでいくことを目指すものとする。

ア 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、まず、都市的土地利用について、土地の高度利用や低未利用地の有効利用を促進することにより、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図

る。他方、自然的土地利用については、農林地等の適正な保全と有効利用を図る。

また、農用地、森林、原野、宅地等の相互の土地利用の転換については、一旦転換すれば再び元の状態に戻すことが困難であること等から、計画的かつ慎重に行うことが重要である。

イ 県土利用の質的向上

県土利用の質的向上に関しては、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、安全で安心できる県土利用、環境首都を目指した県土利用、美しくゆとりある県土利用といった観点を基本とするとともに、これらの相互の関連性にも留意しながら質的向上を図る。

(ア) 安全で安心できる県土利用

台風の襲来や集中豪雨の頻発、南海地震発生の切迫性の高まりなど、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土利用を基本としつつ、被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえ、防災拠点の整備、ライフラインの多重化・多元化等を進めるとともに、水系の総合管理、農用地の保全管理、森林の持つ県土保全機能の向上、総合的な渇水対策の推進等を行うことにより、県土の安全性を総合的に高めていく。

(イ) 環境首都を目指した県土利用

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会構築理念のもと、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入、流域全体での量と質両面における健全な水循環系の確保、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、エコロジカル・ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出等を行うことにより、自然のシステムにかなった、環境首都を目指した県土利用を進めていく。

(ウ) 美しくゆとりある県土利用

人と自然の営みが調和し相互に作用して良好な状態にあり、県民一人一人がそのように認識する県土の空間的な広がりや、県土の美しさをとらえ、地域が主体となってその質を総合的に高めていく。

このため、水辺空間と一体となったゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の特性を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進める。

ウ 県土利用の総合的なマネジメント

土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体の関わりが増大を踏まえ、地域においては、県土利用の基本的な考え方についての合意

形成を図り、土地利用のプロセス管理などの視点を踏まえて、地域の実情に即した柔軟かつ能動的な取組を行う必要がある。

また、国や県、市町村、所有者等による適切な管理に加え、都市住民、企業、NPO等多様な主体による農地の保全管理活動など、県民一人一人がその一翼を担う県土の県民的経営を促進していく必要がある。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

地域類型別の県土利用に当たっては、都市、農山漁村、自然維持地域の各地域類型を別個にとらえるだけでなく、各地域類型間の機能分担や交流・連携といった相互のつながりを双方向的に考慮する必要がある。

(1) 都市

市街地については、人口減少と人口構造の変化の中で市街化圧力の低下が見通されることから、これを集約型の都市構造を目指す好機ととらえ、温室効果ガスの排出を抑制するなど環境負荷を低減し、安全・安心かつゆとりのある都市環境の形成を目指すことが重要となっている。このため、既成市街地においては土地利用の高度化を図るとともに、魅力ある計画づくりなどを通じて、低未利用地の有効活用を図るなど、コンパクトなまちづくりを推進する。

また、農山漁村との相互の機能分担、交流・連携による健全な調和を図りつつ、効率的な土地利用を図ることとし、新たな土地需要については低未利用地の活用を優先させ、自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。

あわせて、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造や都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、きれいで豊かな水環境を創造すること、美しく良好なまちなみ景観を形成すること、また緑地や水辺空間をエコロジカル・ネットワークの形成に配慮しつつ確保すること等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

(2) 農山漁村

農山漁村については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を提供する等県民共有の財産であるという認識の下、京阪神への生鮮食料供給地としての多様なニーズに対応した農林水産業の展開を図るため、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等による県土資源の適切な管理を図る。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手への農用地の利用集積を図り、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な活用等による地

域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

(3) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。その際、都市・農山漁村との適切な関係の構築を図るとともに、適正な管理の下で、自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの場として節度ある利用を図る。

原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その維持・管理を図る。

3 地域別の土地利用の基本方向

地域別の土地利用に当たっては、土地、水、自然等の県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性を活かした地域間の均衡と調和のある発展を図る見地から、安全で快適な生活環境と活力ある効率的な生産基盤を創造するための必要な基礎的条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

県内の地域区分は、自然的・経済的・行政的諸条件を勘案して、東部地域（徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，勝浦町，上勝町，佐那河内村，石井町，神山町，松茂町，北島町，藍住町，板野町，上板町の5市9町1村），南部地域（阿南市，那賀町，牟岐町，美波町，海陽町の1市4町）及び西部地域（美馬市，三好市，つるぎ町，東みよし町の2市2町）とする。

(1) 東部地域

県都徳島市を中心とする東部地域では、既成市街地については、土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を通じて、都市機能の集約化などコンパクトなまちづくりを推進するとともに、市街地周辺部については、拡散型の土地利用を抑制し、農林業的土地利用との計画的な調整を図り、良好な市街地等の整備を図る。さらに、既成市街地及び市街地周辺部においては、緑地や水辺空間の確保を図るとともに、広域的な視点や、地域住民など多様な主体による意見が反映される手順により、景観と調和した土地利用の誘導を図る。

また、港湾・空港の拡張整備や高規格幹線道路等の整備など、陸海空の

広域交通ネットワークの形成により、産業活動による競争力が一層強化されることから、LED関連企業の集積や産官学連携の取組を活かした新産業の創出を図るとともに、経済波及効果や雇用創出効果の高い「ものづくり産業」や情報通信関連産業を展開するための土地利用を推進する。

一方、京阪神地域など大消費地への近接性を活かし、生鮮食料供給地として、野菜、果樹、花きなど多種多様な農業を展開し、安全・安心で高品質な農林水産物のブランド化を推進するため、優良農用地を確保するとともに、効率的な生産が可能となるよう農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備を推進する。また、山間地域においては、木材生産や水源のかん養等の森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行う。

北部沿岸域の瀬戸内海国立公園や、吉野川や眉山などすぐれた景勝地については、適正な管理の下で、自然環境の保護とふれあいの場としての利用を図るとともに、高丸山など原生的な自然の地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ適正に保全する。

さらに、土砂災害の発生や洪水時の浸水等のおそれのある地域については、災害リスクを考慮した安全な土地利用への誘導を図るとともに、防災施設等の整備や治水対策を推進する。

また、水利用の合理化など節水型社会の構築とともに、安定した水資源の確保等の総合的な治水対策を推進する。あわせて、吉野川下流域など沿岸域における地下水の塩水化の防止等に取り組む、適切な地下水管理を図る。

(2) 南部地域

南部地域では、この地域の生活圏の中心都市である阿南市について、既成市街地における低未利用地の有効利用を促進することにより、都市機能の集約・効率化を図るとともに、市街地周辺部における農林業的土地利用との計画的な調整を図り、良好な市街地等の形成を図る。

また、県南地域の発展や活性化のみならず、南海地震対策や救急救命医療のための「命の道」として、四国8の字ネットワークを構成する四国横断自動車道や阿南安芸自動車道の整備を進めるとともに、世界的LED企業が立地するという優位性を活かした土地利用を図るため、LEDの利活用による産業振興を促進する。

農林水産業については、野菜や果樹等ブランド品目の作付け拡大や高品質生産を推進するとともに、那賀川や海部川の流域の平野部においては、機能性の高い農業基盤整備を進め、水田を有効活用することによる生産性の高い土地利用を推進する。また、那賀町や海部郡各町の山間地域において、間伐材等の利用促進を図るなど豊富で成熟しつつある森林資源を活用することにより、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう誘導し、流域における多様で健全な森林の整備・保全を図る。

さらに、農山漁村の持つ自然特性を活用したブルー（グリーン）ツーリ

ズムなどの体験型観光や、国史跡阿波遍路道（太龍寺道，いわや道等）等の歴史文化資源等を活かした交流を促進するとともに，それら自然特性や歴史的施設等が創出する地域景観の保全・形成に向けた取組を促進する。また，情報通信技術を駆使し，地域の自然，文化，産業など多彩な県南地域の魅力を発信するために，その環境整備に向けた土地利用を推進する。

一方，地域の自然植生や絶滅のおそれのある野生生物種の保護，生息地の保全を図るとともに，農林水産業への被害等野生鳥獣による人とのあつれきの防止や，健全な地域個体群の維持を目指した保護管理を行い，自然と共生した適切な土地利用を図る。

なお，近年における大型台風や集中豪雨による災害の増加・甚大化に対応した県土保全施設の整備等を推進する。特に，今後30年以内に60%程度の確率で発生が予想される南海地震に備えて，津波避難施設等の整備を促進するなど，地域防災力の向上を図る。

また，渇水に備えるため，水利用の合理化や節水意識の高揚，既存施設の有効活用など安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進するとともに，那賀川下流地域などの沿岸域における地下水の塩水化の防止等に取り組む，適切な地下水管理を図る。

（3）西部地域

西部地域では，農林業については，中山間地域の冷涼な気象条件を活かした野菜や花き，山菜類など適地適作を基本とした地域ブランドづくりや，畜産により生じる有機資源を活かした環境と調和した農業を推進するとともに，これらを支える農業基盤整備を進める。また，森林資源の活用や多面的機能が高度に発揮されるよう県産材の利用や木質バイオマスの利活用を進めるとともに，適切な森林整備・保全を図る。さらに，県民参加の森林づくりや森林環境教育を推進するとともに，森林ボランティア活動への支援などを通じて，多様な主体の参画を促進する。

一方，四国三県に隣接するという地域特性をより一層活かすために，徳島自動車道の4車線化など広域交流の拡大のための道路網の整備を促進する。また，吉野川本支流の大歩危・小歩危，祖谷溪などの溪谷美や，うだつの町並みなどの観光資源を活かし，観光交流を推進する。加えて，それらの自然特性や歴史文化的施設等が創出する環境・景観を地域共通の資産ととらえ，地域住民など多様な主体の参画による景観づくりを促進していく。

さらに，都市住民との交流・連携などを定住に結びつけるため，都市と農山村との交流の場として，空き家や廃校など地域ストックの有効利用を図る。加えて，棚田や里山など地域の魅力や資源，特産品の情報を効果的に発信するための情報通信基盤整備を促進する。

また，野生生物を含む豊かな自然環境を守りつつ，自然公園の貴重な植生の保全と野生動植物の保護を図るとともに，他方において，鳥獣被害対

策を推進するなど、人と野生生物が共生する土地利用を推進する。

さらに、地質、地形等から自然災害を受けやすい地域であるため、地域防災力の強化に向けて、台風や集中豪雨、南海地震に対する防災意識の向上や災害予防対策などを講じることにより、安全で安心して暮らせる土地利用を推進する。

4 土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行わなければならない。

また、個別法の規制の及ばない五地域のいずれにも属さない地域（以下「白地地域」という。）、あるいは今後開発行為等によって生じる白地地域において、無秩序な開発が懸念されることとなった場合には、当該地域の特性および周辺地域との関連性を考慮して、他の個別規制法の区域・地域の指定による措置を検討していくなど、適正な土地利用の規制・誘導を図っていく。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保・形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地については、土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を図るとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域で市街化区域内のものを除く。以下同じ。）においては、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

また、都市内の都市機能の集約拠点とその他の地域とを、公共交通ネットワークにより有機的に連携させる集約型の都市構造等を目指すコンパクトなまちづくりを実現していくために、市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制していく。

ア 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等で良好な生活環境を維持するために不可欠な自然環境を形成しているものについては、積極的に保護、育成を図る。

また、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れながら、計画的な利用を図る。

イ 市街化調整区域（都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。）においては，特定の場合を除き，都市的な利用を避け，良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。

ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用は，市街化区域内における土地利用に準ずるものとし，用途地域以外の都市地域においては，土地利用の動向を踏まえ，自然環境及び農林地の保全に留意しつつ，都市的な利用を認めるものとする。

（2）農業地域

農業地域は，農用地として利用すべき土地があり，総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については，農用地が食料を供給するための最も基礎的な資源であり，良好な生活環境を構成する要素であることから，現況農用地は極力保全し耕作放棄地の発生を抑制するとともに，有効利用と生産性の向上等を図ることとし，農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保，整備するものとする。

ア 農用地区域内の土地は，農業生産の基盤として確保されるべき土地であることから，土地改良等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに，他用途への転用は行わないものとする。

イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については，都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には，その転用は極力調整された計画等を尊重し，農業生産力の高い農地，集团的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は，後順序に転用されるよう努めるものとする。

また，農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては，優良農地の転用は原則として行わないものとする。

ウ 集团的で優良な農地を保全しつつ，農業の担い手への農地の集約化等に支障を生じさせる農用地区域の除外は抑制する。この場合，その位置・規模等の適切性や農用地の集団化，農作業の効率化等に支障を及ぼすことのないよう十分配慮する。

（3）森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を有するとともに、県土保全等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、無秩序な開発や県土資源の争奪を防ぐため必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるよう整備を図るものとする。

その際、市町村や関係団体等が連携した森林の公有林化の推進、多様な主体の参画による森林管理、保安林制度や開発許可制度の適正な運用等を図っていく。

ア 保安林（森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項による保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るとともに、他用途への転用は行わないものとする。

イ 保安林以外の森林地域については、多面的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。

また、水源かん養の観点から保全すべき水源地域においては、保安林の指定を検討するほか、保安林に指定されていない地域森林計画対象民有林の場合には、開発許可に当たって森林の現に有する水源のかん養機能からみて、当該開発行為により流域における健全な水循環系の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないよう適切に判断するとともに、必要に応じ条件を附す。その際、関係機関が連携しながら対応していく。

（４）自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健休養及び自然保護意識の啓発に資するものであることから、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

ア 特別保護地区（自然公園法第21条第1項の特別保護地区をいう。）については、その指定の趣旨に即して、その景観の厳正な維持を図るもの

とする。

イ 特別地域（自然公園法第20条第1項又は徳島県立自然公園条例第21条第1項による特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致又は景観の維持を図るため、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。

ウ その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用については、極力避けるものとする。

（5）自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、広く県民がその恩恵を享受するとともに、将来にわたって県民に自然環境を継承することができるよう積極的に保全を図るものとする。

ア 原生自然環境保全地域（自然環境保全法第14条第1項による原生自然環境保全地域をいう。）においては、その指定の趣旨から、自然の推移にゆだねるものとする。

イ 特別地区（自然環境保全法第25条第1項又は徳島県自然環境保全条例第28条第1項による特別地区をいう。以下同じ。）においては、その指定の趣旨から、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。

ウ その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。

第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針からみた優先順位、指導方向等を考慮して、第1の2に掲げる地域類型別の県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

1 都市地域と農業地域とが重複する地域

（1）市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合

は、農用地としての利用を優先するものとする。

- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合は、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的利用を認めるものとする。

2 都市地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 都市地域と保安林の区域とが重複する場合は、保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域が重複する場合は、原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。

3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合は、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図っていくものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合は、自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合は、自然環境の保全を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

5 農業地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と保安林の区域とが重複する場合は、保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- (3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合は、森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地域とが重複する場合は、自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地区とが重複する場合は、自然環境の保全を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合は、両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

第3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げる公的機関を主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が促進されるよう土地利用上配慮するものとする。

別 表

計 画 名	事 業 目 的	規 模	位 置	計 画 主 体	事 業 主 体
鮎喰川河川敷緑地	都市計画緑地整備	面積 67ha	徳島市北島田町3丁目、 南島田町4丁目、 中島田町4丁目、 不動本町1丁目、 不動西町2丁目、 不動町前向、 国府町南岩延字南原、 居内、堤外、小原の各地内	徳島県 徳島市	徳島県 徳島市
大湊新浜工業用地	港湾機能整備及び 工業用地造成	面積 63ha	阿南市大湊町、津乃峰町 の各一部	徳島県 阿南市	徳島県 阿南市

(参考1) 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積

(平成22.3.31現在)

区 分		面積 (h a)	割合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	62,303	15.0
	農 業 地 域	246,772	59.5
	森 林 地 域	312,925	75.5
	自 然 公 園 地 域	38,001	9.2
	自 然 保 全 地 域	59	0.0
計		660,060	159.2
白 地 地 域		513	0.1
合 計		660,573	159.3
県 土 面 積		414,667	100.0

県土面積は平成21年10月1日現在, 地域ごとの面積は土地利用基本計画図より計測したものを記載した。

(2) 五地域の重複状況別面積

(平成22.3.31現在)

区 分		面積 (h a)	割合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	9,841	2.4
	(農)	47,057	11.3
	(森)	117,239	28.3
	(公)	251	0.1
	(保)	0	0.0
	計	174,388	42.1
重 複 地 域	(都) と (農)	30,254	7.3
	(都) と (森)	2,081	0.5
	(都) と (公)	47	0.0
	(都) と (保)	0	0.0
	(農) と (森)	142,240	34.3
	(農) と (公)	874	0.2
	(農) と (保)	0	0.0
	(森) と (公)	24,756	6.0
	(森) と (保)	59	0.0
	(都) と (農) と (森)	14,993	3.6
	(都) と (農) と (公)	516	0.1
	(都) と (農) と (保)	0	0.0
	(都) と (森) と (公)	719	0.2
	(都) と (森) と (保)	0	0.0
	(農) と (森) と (公)	6,986	1.7
	(農) と (森) と (保)	0	0.0
	(都) と (農) と (森) と (公)	3,852	0.9
(都) と (農) と (森) と (保)	0	0.0	
計	227,377	54.8	

注：(都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域
(保)は自然保全地域
面積は土地利用基本計画図より計測したものを記載した。

(3) 参考表示の地域・地区等の面積

地域・地区等	面積 (h a)	備 考
市 街 化 区 域	8,784	平成21年 3月31日現在
市 街 化 調 整 区 域	43,945	
そ の 他 都 市 計 画 区 域 に お け る 用 途 地 域	285	
農 用 地 区 域	36,978	平成22年 3月31日現在
国 有 林	18,714	平成22年 3月31日現在
地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	293,573	
保 安 林	113,014	
特 別 地 域	21,078	平成22年 3月31日現在
特 別 保 護 地 区	92	
自 然 環 境 保 全 地 域	39.0	平成22年 3月31日現在
特 別 地 区	22.5	

注：面積は個別規制法部局資料による。

(参考2) 県内地域区分図



(注) 「地域別の土地利用の基本方向」の地域区分を図示したものである。